

超える負担金にも異論が出て、三十一年九月議会で原知事から分水拒否が表明された。高知県も難色を示した結果、試案は棚上げされた（『吉野川北岸土地改良区三〇年史』一三七―一三八頁）。

一〇 吉野川総合開発計画の再興（昭和三十五―四十二年）

昭和三十年頃から日本経済は戦後復興から脱し、高度経済成長の端緒にさしかかるが、三大都市圏と地方との地域格差が顕在化してきた。これを解消するため、昭和三十五年（一九六〇）四国地方開発促進法が制定され、四国の地域開発の中核として、吉野川総合開発が促進される機運が高まった。審議の中心は吉野川の水分（徳島県四八割、四・一億、香川県二九割、二・四七億、愛媛県一九割、一・六七億）、高知県四割、三九〇〇万、新規用水計画による。）と費用負担（徳島県一四・三割、香川県一三・二割、愛媛県六割、高知県一・五割）の分配であった。昭和四十一年（一九六六）「四国は一つ」のもとに四国は原則的合意に達したが、徳島県の条件として、吉野川北岸用水事業の実施を総合計画の中に位置づけるものとし、これが認められ、四十二年に「吉野川水系水資源開発基本計画」として閣議決定された。これにより、長年の県民の悲願であった北岸用水計画が実現へ向けて動き出すことになり、同年十月には早明浦ダム本体工事が着工された（前掲書一三八―一三九頁）。

一一 吉野川北岸用水の実現（昭和四十二―平成元年）

徳島県では、特に香川分水に対抗する形で北岸用水実現への気運が高まり、昭和四十二年（一九六七）吉野川北岸農業用水の基本計画構想が策定され、同四十三年に吉野川北岸農業用水建設期成同盟会が結成されて、実現体制が確立した。同四十四年には農林省国営事業調査区として、全体実施計画地区として採択された。同四十六年「国営吉野川北岸地区総合灌漑排水事業」として採択され、県政のなかの中心課題として香川用水に追いつけ、追い越せのスローガンのもとに、土地改良法に基づく事業施行申請の公告、関係受益者の同意徴収を行い、七九割の同意率で農林大臣に施行申請を行った。

同四十七年に北岸用水計画が決定、十月には阿波町に中国四国農政局吉野川北岸水利事業所が開設され、十一月より池田取水口での着工をみた。さらに、十二月には吉野川北岸土地改良区が設立され、北岸農民悲願であった北岸用水事業がスタートした。

昭和四十八年、早明浦ダム（堤高一〇六、有効貯水量二八・九億）、同五十年、池田ダム（堤高二五、有効貯水量三四〇〇万）の完成をみるが、北岸用水は池田町州津における埋蔵文化財の調査や、用地買収の難航から遅々として進捗せず、香川用水との同時通水が県政の至上命題であったにもかかわらず、香川用水の通水間際になっても、ようやく池田町を貫通する状態であった。

難航する北岸用水に追い打ちをかけたのが、昭和四十九年（一九七四）のオイルショックであった。急

激な事業費の上昇に対し、三木内閣当時に、特定土地改良工事特別会計法の改訂が行われ、年間四〇〇〇億円の事業費の割り当てを受けた。また、用地買収の難航から、ほとんどをトンネルとして阿讃山麓の山に入れる路線変更を行い、その後は大幅な進捗をみた。

昭和五十三年（一九七八）六月池田から三好町の馬木谷川間八キロの通水式が行われ、初めて吉野川の水が自然流下により利用できるようになった。

しかし、工事は中央構造線直下を走るルートのため、多くの破砕帯や湧水があり、また、阿讃山脈から流下する中小河川をサイフォンにより横断するなど難工事の連続となったが、昭和五十八年（一九八三）六月に大きな中間目標であった阿波用水への接続を果たすこととなり、阿波用水の受益地である二三〇〇〇畝の水利用が可能となった。

難航を極めた北岸用水工事も着工以来約一九年の歳月を要し、総事業費六一四億円、昭和六十一年七月、全延長六九・二キロ（うち二四か所、三五・四キロはトンネル）、五郡一二町の六八六〇畝（水田用水改良五〇三〇畝、畑地灌漑一七八〇畝、農地造成五〇畝）の農地に対し通水が可能となった。しかし、大幅な事業費の拡大、路線変更、さらに、計画されていた六二〇畝の農地開発は実施困難となり、計画面積は縮小せざるを得なくなったが、縮小する第二回計画変更を経て、平成元年八月、国営吉野川総合灌漑排水事業は完工した。

しかし、米の減反政策等で、農林省は変更計画を決定し、そのの同意書徴収に入ったが、事業費の拡大に伴う地元負担金増額が大きな問題となり、徴収作業は進捗しなかった。受益農家の水利費（負担金）は

第6表 末端施設の管理状況

町別	分水口番号	支線名	実施規格	管理団体名	関係面積	分水量	管理状況				平均管理費10a当り	付記
							支線水路構造	農家自主管理	配水管	水路清掃		
脇町	25	野村	団体営かん排	脇町土地改良区 (旧野村土地改良区)	37.7	0.124	コンクリート水路		○	○		
		井口	国営支線	脇町土地改良区 (旧小泉・井口土地改良区)	97.2	0.231	p250 132KW拡大		○			
	26	岩倉	団かん	脇町土地改良区 (旧中岩倉土地改良区)	54.6	0.183		○		○		
		中岩倉	国営支線	脇町土地改良区 (旧岩倉土地改良区)	64.9	0.120	p200 45KW 各2台		○	○		
	28	新町	団かん土地総	脇町土地改良区	48.5	0.193		○				
		西田上		〃	26.6	0.033						
	30	佐城	土地総	〃	56.5	0.076		○				
	31	北庄	国営支線	(旧北庄土地改良区)	153.9	0.406	p300 120KW 各2台	○	一部	○		
	33	江原	団かん土地総	(旧脇町江原土地改良区)	219.6	0.550			○			
	34	江西	土地総	(旧江西土地改良区)	61.4	0.175			○		3,800 字多用水掛	

（『吉野川北岸土地改良区30年史』より）

国営幹線水路で平均一万三〇〇〇円（一〇〇〇あたり）と説明したが、実際は支線水路、末端部までの各水路費を合算すると二万円から五万円余となり、実際の用排水の一〇〇〇あたりの年償還額は平均して五万三〇〇〇円と計算している（前掲書三七〇〜三七二頁）。現状の三〇〇〇〜四〇〇〇円、高額な場所でも一万四〇〇〇〜一万五〇〇〇円に比べるとあまりにも高額であったため、農業用排水事業分で八四・二割、農地開発分で七七・三割の同意書の徴収率であった（前掲書三六八頁）。北岸農業用水事業のうち、脇町が関係する部分を第6・7表に示しておく。